

実施要項の標準例改定案(資料の閲覧)

標準例	該当項目・箇所	改定理由(指摘事項等)	現行	改定案
施設の管理・運営業務 P.42-43	7. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項(法第9条第2項第7号及び第4項又は第14条第2項第6号及び第4項)		(2)資料の閲覧 前項⑤「従来の実施方法等」の詳細な情報は、【官民競争入札】又は【民間競争入札】に参加する予定の者から要望があった場合、〇〇等について、所定の手続を踏まえた上で閲覧可能とする。 また、【官民競争入札】又は【民間競争入札】に参加する予定の者から追加の資料の開示について要望があった場合は、【国の行政機関等の長等】は法令及び機密性等に問題のない範囲で適切に対応するよう努めるものとする。	(2)資料の閲覧 前項⑤「従来の実施方法等」の詳細な情報は、【官民競争入札】又は【民間競争入札】に参加する予定の者から要望があった場合、〇〇等について、所定の手続を踏まえた上で閲覧可能とする。ホームページ等のウェブ上で閲覧可能な情報がある場合、リンク先を貼るなど閲覧が容易になるような工夫をするものとする。 また、【官民競争入札】又は【民間競争入札】に参加する予定の者から追加の資料の開示について要望があった場合は、【国の行政機関等の長等】は法令及び機密性等に問題のない範囲で適切に対応するよう努めるものとする。
試験実施業務 P.21-22	7. 入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	ホームページのリンク先を明示するなど、事業者に対して、事前に確認しやすくなる工夫を明示するとよいという意見を踏まえ、追記。	(2)資料の閲覧 前項⑤「従来の実施方法等」の詳細な情報は、民間競争入札に参加する予定の者から要望があった場合、〇〇等について、所定の手続を踏まえた上で閲覧可能とする。 また、民間競争入札に参加する予定の者から追加の資料の開示について要望があった場合は、【国の行政機関等の長等】は法令及び機密性等に問題のない範囲で適切に対応するよう努めるものとする。	(2)資料の閲覧 前項⑤「従来の実施方法等」の詳細な情報は、民間競争入札に参加する予定の者から要望があった場合、〇〇等について、所定の手続を踏まえた上で閲覧可能とする。ホームページ等のウェブ上で閲覧可能な情報がある場合、リンク先を貼るなど閲覧が容易になるような工夫をするものとする。 また、民間競争入札に参加する予定の者から追加の資料の開示について要望があった場合は、【国の行政機関等の長等】は法令及び機密性等に問題のない範囲で適切に対応するよう努めるものとする。
統計調査業務 P.13	8. 入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項		(2)資料の閲覧 前項⑤「従来の実施方法等」の詳細な情報は、民間競争入札に参加する予定の者から要望があった場合、〇〇等について、所定の手続を踏まえた上で閲覧可能とする。 また、民間競争入札に参加する予定の者から追加の資料の開示について要望があった場合は、##省は法令及び機密性等に問題のない範囲で適切に対応するよう努めるものとする。	(2)資料の閲覧 前項⑤「従来の実施方法等」の詳細な情報は、民間競争入札に参加する予定の者から要望があった場合、〇〇等について、所定の手続を踏まえた上で閲覧可能とする。ホームページ等のウェブ上で閲覧可能な情報がある場合、リンク先を貼るなど閲覧が容易になるような工夫をするものとする。 また、民間競争入札に参加する予定の者から追加の資料の開示について要望があった場合は、##省は法令及び機密性等に問題のない範囲で適切に対応するよう努めるものとする。
OA関係(LANの運用管理) P.15	7. #####運用管理業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項		(2)資料の閲覧 前項⑤「従来の実施方法等」の詳細な情報は、民間競争入札に参加する予定の者から要望があった場合、〇〇等について、所定の手続を踏まえた上で閲覧可能とする。 また、民間競争入札に参加する予定の者から追加の資料の開示について要望があった場合は、当省は法令及び機密性等に問題のない範囲で適切に対応するよう努めるものとする。	(2)資料の閲覧 前項⑤「従来の実施方法等」の詳細な情報は、民間競争入札に参加する予定の者から要望があった場合、〇〇等について、所定の手続を踏まえた上で閲覧可能とする。ホームページ等のウェブ上で閲覧可能な情報がある場合、リンク先を貼るなど閲覧が容易になるような工夫をするものとする。 また、民間競争入札に参加する予定の者から追加の資料の開示について要望があった場合は、当省は法令及び機密性等に問題のない範囲で適切に対応するよう努めるものとする。

実施要項の標準例改定案(評価の時期)

標準例	該当項目・箇所	改定理由(指摘事項等)	現行	改定案
施設の管理・運営業務 P.48-49	13. 対象公共サービスに係る第7条第8項に規定する評価に関する事項(法第9条第2項第13号又は第14条第2項第11号)		(1)実施状況に関する調査の時期 総務大臣が行う評価の時期(平成##年##月を予定)を踏まえ、当該業務の実施状況については、平成##年##月##日時点における状況を調査するものとする。	(1)実施状況に関する調査の時期 総務大臣が行う評価の時期(平成##年##月を予定)を踏まえ、当該業務の実施状況については、平成##年##月##日時点における状況を調査するものとする。 実施期間が複数年度の対象公共サービスについては、総務大臣が実施期間中の適切な時期に評価を行い、評価を踏まえた次期事業の内容を閣議決定するとともに、次期事業の実施要項審議に反映させることができるよう、(4)実施状況等の提出の時期及び評価の時期を検討すること。 ※追記箇所は枠囲み
試験実施業務 P.28	10. 対象公共サービスの評価に関する事項	複数年度事業の事業評価については、契約の終了時期が年度末のものは最終年度の5月、契約の終了時期が年度末以外のものは契約終了の1年前に事業評価を実施している。 その結果、監理委員会における評価審議が5月から7月に集中することとなるが、基本方針別表の更新作業時期と同時期であることから、一部事業においては別表記載内容の調整に間に合わず審議結果を反映しきれなかったり、これらを含めた別表の確認作業が繁雑になったりしている。 また、継続することとなった事業においては、評価結果を踏まえて次期の実施要項を作成するための検討期間が十分に確保できない状況となっている。 これらの状況を踏まえ、第216回監理委員会(30.6.28)において、適切な時期に評価が行われるよう時期を検討することされたため追記。	(1)実施状況に関する調査の時期 【国の行政機関等の長等】は、総務大臣が行う評価の時期(平成##年##月を予定)を踏まえ、当該業務の実施状況については、平成##年##月##日時点における状況を調査するものとする。	(1)実施状況に関する調査の時期 【国の行政機関等の長等】は、総務大臣が行う評価の時期(平成##年##月を予定)を踏まえ、当該業務の実施状況については、平成##年##月##日時点における状況を調査するものとする。 実施期間が複数年度の対象公共サービスについては、総務大臣が実施期間中の適切な時期に評価を行い、評価を踏まえた次期事業の内容を閣議決定するとともに、次期事業の実施要項審議に反映させることができるよう、(5)実施状況等の提出の時期及び評価の時期を検討すること。 ※追記箇所は赤字枠囲み
統計調査業務 P.18	12. 対象公共サービスの評価に関する事項		(1)実施状況に関する調査の時期 ##省は、総務大臣が行う評価の時期(平成##年##月を予定)を踏まえ、当該業務の実施状況については、平成##年##月##日時点における状況を調査するものとする。	(1)実施状況に関する調査の時期 ##省は、総務大臣が行う評価の時期(平成##年##月を予定)を踏まえ、当該業務の実施状況については、平成##年##月##日時点における状況を調査するものとする。 実施期間が複数年度の対象公共サービスについては、総務大臣が実施期間中の適切な時期に評価を行い、評価を踏まえた次期事業の内容を閣議決定するとともに、次期事業の実施要項審議に反映させることができるよう、(5)実施状況等の提出の時期及び評価の時期を検討すること。 ※追記箇所は枠囲み
OA関係(LANの運用管理) P.21	11. ## ## ## ##運用管理業務に係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項		(1)本業務の実施状況に関する調査の時期 当省は、本業務の実施状況について、総務大臣が行う評価の時期(平成##年##月を予定)を踏まえ、本業務開始後、毎年##(終了月)月に状況を調査する。 【実施状況に関する評価の時期について】 評価の時期は業務終了時期により異なる。終了時期の1年前プラス2か月となり、終了時期が年度末の場合は、業務終了の1年前の5月となる。 ただし、業務にシステム設計・構築が含まれている事業、または業務引継ぎ期間を長く設定しなければならない事業については、評価の時期は次期事業の調達スケジュール等を考慮し、業務終了時期の1年半～2年前とする必要がある。	(1)本業務の実施状況に関する調査の時期 当省は、本業務の実施状況について、総務大臣が行う評価の時期(平成##年##月を予定)を踏まえ、本業務開始後、毎年##(終了月)月に状況を調査する。 【実施状況に関する評価の時期について】 評価の時期は業務終了時期により異なる。 基本的には 終了時期の1年前プラス2か月となり、終了時期が年度末の場合は、業務終了の1年前の5月となる。 ただし、業務にシステム設計・構築が含まれている事業、または業務引継ぎ期間を長く設定しなければならない事業については、評価の時期は次期事業の調達スケジュール等を考慮し、業務終了時期の1年半～2年前とする必要がある。 なお、実施期間が複数年度の対象公共サービスについては、総務大臣が実施期間中の適切な時期に評価を行い、評価を踏まえた次期事業の内容を閣議決定するとともに、次期事業の実施要項審議に反映させることができるよう、(4)実施状況等の提出の時期及び評価の時期を検討すること。 ※追記箇所は青字